

I【日本→イタリア入国時】

2022年6月1日以降、90日以内の観光目的での日本からイタリアへの入国で必要となるものはパスポートのみとなります。

2022年5月1日より、あらゆる外国からのイタリア入国に際して従来必要とされていたEU digital Passenger Locator Form (dPLF) の提示は不要となりました。

イタリア入国のためのCOVID-19グリーン証明書に係る保健省命令は5月31日終了となり、関連措置は延長されない旨を5月30日付けで報道発表しました。

従いまして、**26月1日以降、イタリア入国の際にCOVID-19グリーン証明書（ワクチン接種証明、治癒証明、陰性証明のいずれか一つ）又は同等の証明書を提示することは不要となります（※日本から入国する場合も、ワクチン接種証明やPCR検査、抗原検査の陰性結果を提示することも不要となります）**

詳細は以下↓

[イタリアにおける新型コロナウイルス感染関連情報 | 在イタリア日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

II【イタリア滞在中】

i. 5月1日より入店、ホテルの滞在、交通機関の利用などグリーンパスの提示義務は不要となりました。

ii. 6月15日、新たな保健省命令にて以下の通り交通機関等でのマスク着用義務が延長されました。ただし、航空機の利用や、劇場、コンサートホール、映画館等の屋内で一般公開される催し、屋内のスポーツイベントにおけるFFP2マスク着用義務は解除されています。本命令は6月15日から6月22日まで有効です。

※6月15日保健省令

① 以下の交通機関の利用はFFP2マスク着用が義務付けられる。

- 州間の船舶、フェリー
- 州間の鉄道（インテルシティー、夜行インテルシティー、高速鉄道）
- 複数の州を結ぶ行程を継続的又は定期的に運航する旅客輸送バス
- 運転手付きのレンタルバス
- 地域又は州の公共交通機関

- 小学校、中学校、高校の生徒専用の交通機関
- ② 医療施設、介護施設、ホスピス等の従事者、利用者、訪問者にはマスク着用が義務付けられる。
- ③ 以下の者はマスク着用の義務はなし
- 6歳未満の子供
 - マスクの着用に適さない疾患や障害を持つ者。また、障害者と意思疎通をする上でマスクの着用が不適当な者。
 - スポーツ活動中の者

[マスク着用義務（概要） | 在イタリア日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

iii. その他

- ・屋内や混み合う環境ではマスク着用が強く推奨されています。
- ・美術館、博物館にて館内見学の際に、引き続きマスク着用義務が一部残っていますのでご注意ください
- ・COVID-19グリーン証明書の提示義務は、介護施設や入院病棟等に訪問者としてアクセスするに際して一部残っていますが、原則撤廃されました。

Ⅲ【イタリア→日本帰国時】

2022年6月1日以降の入国時の検査及び入国後の待機期間の見直しが公表されました。

国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分し水際措置を実施。イタリアは、最も規制の少ない「青」の区分にて公表されました。

外務省のHPもご確認ください↓

[国際的な人の往来再開に向けた措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)

厚生労働省のHPもご確認ください↓

[入国後の自宅待機期間の変更等について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

i. 日本入国時必要書類

- ・出国前 72時間以内の陰性証明書（現地滞在中に取得が必要）
- ・日本政府指定の誓約書
- ・入国者健康居所確認アプリ（MySOS）のスマートフォンへのダウンロード
- ・日本政府指定の質問票

ii. 自宅待機等

「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、ワクチン3回目接種の有無によらず、

入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機も不要となります。

iii. 自宅や待機所までの移動手段
入国後の公共交通機関の使用が可能

iv. その他

※その他項目や各国特記事項等ございましたら合わせてご記入ください。